

## 別添

第1号訪問事業（短期集中予防型サービスを除く。以下同じ。）及び第1号通所事業に要する費用の額は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、令和6年3月15日厚生労働省告示第86号による一部改正後の介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）、令和6年3月15日老認発0315第5号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知による一部改正後の介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）、令和6年3月15日厚生労働省告示第86号による一部改正後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

### 1 第1号訪問事業

イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,176単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度）

ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,349単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度）

ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,727単位

（要支援2 1月につき・週2回を超える程度）

ニ 訪問型サービス費Ⅳ【45分未満】 205単位

（事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当訪問型サービス・1回につき）

ホ 訪問型サービス費Ⅳ【45～60分未満】 277単位

（事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当訪問型サービス・1回につき）

ヘ 訪問型サービス費Ⅳ【60分以上】 287単位

（事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当訪問型サービス・1回につき）

ト 訪問型サービス費Ⅴ【20～45分未満】 179単位

（事業対象者・要支援1・2 生活援助中心・1回につき）

チ 訪問型サービス費Ⅴ【45分以上】 220単位

（事業対象者・要支援1・2 生活援助中心・1回につき）

リ 中山間地域等提供加算 + 所定単位×5/100

ヌ 初回加算 + 200単位（1月につき）

ル 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) + 100単位 (1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) + 200単位 (1月につき)

ヲ 口腔連携強化加算 + 50単位 (1月につき)

※ 1月に1回を限度とする。

ワ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護処遇改善加算 (Ⅰ) + 所定単位  $\times 245 / 1000$  (1月につき)

(2) 介護処遇改善加算 (Ⅱ) + 所定単位  $\times 224 / 1000$  (1月につき)

(3) 介護処遇改善加算 (Ⅲ) + 所定単位  $\times 182 / 1000$  (1月につき)

(4) 介護処遇改善加算 (Ⅳ) + 所定単位  $\times 145 / 1000$  (1月につき)

注1 イ、ロ又はハに関わらず、ニからへまでの各項目で定める回数までのサービスを行った場合は、ニからへまでにより算定した単位数とする。ただし、事業対象者又は要支援1の場合かつニからへまでにより算定した単位数の合計がロを超える場合は、ロを適用するものとし、要支援2の場合かつニからへまでにより算定した単位数の合計がハを超える場合は、ハを適用するものとする。

注2 ト及びチにより算定した1月の単位数の合計がハの単位数を超える場合は、ハの単位数を適用するものとする。

注3 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからワまで (ト及びチ並びにこれに係る加算及び減算を除く。) を算定しない。

注4 ルの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注5 イからチまでについて、虐待の発生又はその再発を防止するための措置に関して厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 イからチまでについて、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画の策定に関して厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 イからチまでについて、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物 (以下「同一敷地内建物等」という。) に居住する利用者 (事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物 (同一敷地内建物等を除く。) に居住する利用者に対してサービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供し

た訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者（事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者に対して訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。当該規定を適用する場合は、第19条に規定する支給限度額の算定の際、当該減算前の単位数で算定する。なお、建物の定義については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注8 リ及びワについて、所定単位はイからヲまでにより算定した単位数の合計。

注9 介護職員処遇改善加算は支給限度額管理の対象外の算定項目である。

## 2 第1号通所事業

### 【指定相当通所型サービス（イ～ニ）】

イ 通所型サービス費1 1,798単位

（事業対象者・要支援1 1月につき・週1回程度）

ロ 通所型サービス費2 3,621単位

（要支援2 1月につき・週2回程度）

ハ 通所型サービス費1回数 436単位

（事業対象者・要支援1 1回につき・1月の中で全部で3回までのサービスを行った場合）

ニ 通所型サービス費2回数 447単位

（要支援2 1回につき・1月の中で全部で7回までのサービスを行った場合）

### 【時間短縮型サービス（ホ～チ）】

ホ 通所型サービス費／2 1 1,438単位

（事業対象者・要支援1 1月につき・週1回程度）

へ 通所型サービス費／2 2 2,896単位

（要支援2 1月につき・週2回程度）

ト 通所型サービス費／2 1回数 359単位

（事業対象者・要支援1 1回につき・1月の中で全部で3回までのサービスを行った場合）

チ 通所型サービス費／2 2回数 361単位

（要支援2 1回につき・1月の中で全部で7回までのサービスを行った場合）

リ 中山間地域等提供加算 + 所定単位×5／100

ス 生活機能向上グループ活動加算 + 100単位（1月につき）

ル 若年性認知症利用者受入加算 + 240単位（1月につき）

ヲ 栄養アセスメント加算 + 50単位（1月につき）

ワ 栄養改善加算 + 200単位（1月につき）

カ 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） ＋ 150単位（1月につき）

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） ＋ 160単位（1月につき）

ヨ 一体的サービス提供加算 ＋ 480単位（1月につき）

タ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

① 事業対象者・要支援1 ＋ 88単位（1月につき）

② 要支援2 ＋ 176単位（1月につき）

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

① 事業対象者・要支援1 ＋ 72単位（1月につき）

② 要支援2 ＋ 144単位（1月につき）

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

① 事業対象者・要支援1 ＋ 24単位（1月につき）

② 要支援2 ＋ 48単位（1月につき）

レ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） ＋ 100単位（1月につき）

※ 3月に1回を限度とする。

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） ＋ 200単位（1月につき）

ソ 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ＋ 20単位（1回につき）

※ 6月に1回を限度とする。

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ＋ 5単位（1回につき）

※ 6月に1回を限度とする。

ツ 科学的介護推進体制加算 ＋ 40単位（1月につき）

ネ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ＋ 所定単位 $\times$ 92 $\div$ 1000（1月につき）

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） ＋ 所定単位 $\times$ 90 $\div$ 1000（1月につき）

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） ＋ 所定単位 $\times$ 80 $\div$ 1000（1月につき）

(4) 介護処遇改善加算（Ⅳ） ＋ 所定単位 $\times$ 64 $\div$ 1000（1月につき）

注1 イに関わらず、ハで定める回数までのサービスを行った場合は、ハにより算定した単位数とする。

注2 ロに関わらず、ニで定める回数までのサービスを行った場合は、ニにより算定した単位数とする。

注3 ホに関わらず、トで定める回数までのサービスを行った場合は、トにより算定した単位数と

する。

注4 ヘに関わらず、チで定める回数までのサービスを行った場合は、チにより算定した単位数とする。

注5 ハ、トを併用した場合で、ハ、トにより算定した単位数の合計がイを超える場合は、イを適用するものとする。

注6 ニ、チを併用した場合で、ニ、チにより算定した単位数の合計がロを超える場合は、ロを適用するものとする。

注7 イからチまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注8 イからチまでについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注9 イからチまでについて、虐待の発生又はその再発を防止するための措置に関して厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注10 イからチまでについて、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画の策定に関して厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間はこれを適用しないものとするが、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

注11 イからチまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から事業所に通う者に通所型サービスを行う場合は、次に掲げる区分に応じ、次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- (1) イ、ホを算定している場合（1月につき） 376単位
- (2) ロ、ヘを算定している場合（1月につき） 752単位
- (3) ハ、ニ、ト、チを算定している場合（1回につき） 94単位

注12 利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ、ホを算定している場合は1月につき376単位を、ロ、ヘを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注11を算定している場合は、この限りでない。

注13 ルの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における若年性認知症利用者受入加算の取扱に準ずる。

注14 ヲの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱に準ずる。

注15　ワの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注16　カの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取扱に準ずる。

注17　タの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護におけるサービス提供体制強化加算の取扱に準ずる。

注18　レの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注19　ソの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注20　ツの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準ずる。

注21　リ及びネについて、所定単位はイからツまでにより算定した単位数の合計。

注22　事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から事業所に通う者に通所型サービスを行う場合並びにサービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。